

第7回労働協約交渉

専任社員・育児介護、重点項目で交渉! 働き方改革で専任社員の 労働条件も改革必要

国労の主張

◆専任社員の仕事に対する意欲の維持と向上のためにも賃金をはじめとした労働条件の改善が必要だ。

国労の主張

◆専任社員の様々な要求に応え、現状と同じフルタイム勤務や短時間や短日数勤務などの選択制を導入して、より働きやすい環境を整えるべきである。

国労の主張

◆育児休暇から復職する際は困難な状況も予測される。社員の声を聞き、要望などを把握したうえで対策を講じるべきである。

国労の主張

◆育児・介護休暇や短縮休暇をより取得し易くするためにも有給の休暇にすべきである。

国労の主張

◆働き方改革でインターバル制度が努力義務となった。
乗務員は不規則な勤務を行う業種であり、インターバル制度と同様の在宅休養時間を予備も含めて確実に確保すべきである。



国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：一柳 弘一